

## 第11回相馬市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年5月12日(月) 午後1時54分から午後2時33分

## 2. 開催場所 相馬市役所 正庁（3階）

### 3. 出席した農業委員（12人）

会	長	1	4	番	前	川	正	人				
委	員	1	番	佐	藤	雄	一		2	番	鹿	又
		3	番	後	藤	義	昭		5	番	中和田	幸
		6	番	館	山	友	美子		7	番	小	彦
		8	番	小	田原	正	一		9	番	島	吉
		1	1	番	坂	本	雄	司	1	2	瀬	良
		1	3	番	武	島	竜	太			澤	金

#### 4. 欠席した農業委員（1人） 佐 畑 幸一

### 5. 遅参した農業委員（0人）

## 6. 農業委員會事務局職員

事務局長	志	賀	謙	壽
事務局次長兼農業振興係長	新	妻	曉	生
農地係長	門	馬	優	樹
事務局主査	佐	藤	達	也

## 7. 日程

日程第1. 諸般の報告

日程第2. 議事録署名委員の指名

日程第3. 会期の決定

日程第4. 議事

報告第1号 報告事項について

- (1) 農地法施行規則第29条第1項の規定に該当する場合の届出について
- (2) 農地転用許可に係る工事完了報告について
- (3) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について

議案第3号 令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況

その他事務の実施状況の公表について

## 8. 会議の概要

事務局長 それでは、定刻前ですが、お揃いなので、全員ご起立を願います。一同「礼」。着席願います。

議長 本日は、第11回相馬市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、ご出席をいただきましたことに御礼申し上げます。 それでは、本日出席の農業委員数は、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数に達しておりますので、直ちに第11回相馬市農業委員会総会を開会いたします。 本日、欠席の届出は、10番 佐畠幸一委員です。 日程第1、諸般の報告を行います。事務局より報告を願います。 事務局長。

事務局長 それでは、先月の総会以降の諸般について、ご報告申し上げます。お手元の資料、諸般の報告をご覧ください。4月11日・金曜日総会終了後に農業振興委員会を開催し、本日の議案第3号 令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況、その他事務の実施状況の公表について、協議を行いました。4月22日、火曜日、本総会に係る議案を郵送で配布をさせていただいております。5月1日、木曜日、本日の総会に向けて、現地調査を行っております。5月9日、金曜日、税務所からの照会により、武島委員に中野地区の現地調査を実施していただいております。5月9日、金曜日、法務局からの照会により、中和田委員に本笑地区の現地調査を実施していただいております。

議長 次に、日程第2、議事録署名委員の指名を行います。 8番小田原正一委員、9番瀧澤正一委員、ご両名を指名いたします。 次に日程第3、会期の決定についてお諮りいたします。会期は、本日1日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

( 「異議なし。」との声 )

議長 ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日間と決定いたしました。 次に、日程第4、議事に入ります。報告第1号 報告事項につ

いてを議題といたします。（1）農地法施工規則第29条第1項の規定に該当する場合の届出について（2）農地転用許可に係る工事完了報告について（3）農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 報告第1号、報告事項について、事務局よりご報告いたします。

（1）農地法施行規則第29条第1項の規定に該当する場合の届出について、今月は1件の届出を受理いたしました。去る5月1日に3番、5番、6番委員とともに現地調査を実施いたしました。こちらは「本総会議案第1号・農地法第3条の規定による許可申請について」の番号1と関連しております。本件の経緯は、農地法第3条に係る相談を受けている際に、隣地に建設されていた農業用倉庫の一部が該当地に含まれていることが確認され、その届出がなされていなかったため、指導に基づき追認の形で届出があつたものであります。

（2）農地転用許可に係る工事完了報告について、今月は2件の報告を受理いたしました。去る5月1日に3番、5番、6番委員とともに現地調査を実施し、農地転用の許可条件のとおりに工事が完了していることを確認いたしました。

（3）農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、今月は1件の届出を受理いたしました。

権利の取得事由については相続によるものとなっており、農業委員会によるあっせん等の希望はありませんでした。

議長 質疑ありませんか。ご発言願います。

（「なし。」との声）

議長 質疑なしと認めます。本件については、事務局報告のとおり承認されました。

次に、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。調査担当委員より、調査の報告を願います。番号1番について担当委員挙手願います。1番佐藤雄一委員お願いします。

1 番 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について1番案件、去る4月21日に地区担当推進委員・事務局2人とともに現地にて譲受人より聞き取りを行いました。調査結果を代表してご報告いたします。申請人・申請地等につきましては議案書に記載のとおりです。権利の設定内容は、所有権の移転（贈与）になります。譲受人の農業機械の所有状況、世帯における従事者と従事状況、経営面積については議案書記載のとおりでございます。譲受人には、不耕作地がないことを聞き取り調査により確認しました。よって、許可基準第1号・第4号につきましては要件を満たしております。許可基準第2号・第3号は個人であるため該当いたしません。許可基準第5号、借入地の転貸・質入れ等については譲受人に借入地がないため問題ありません。最後に許可基準第6号、地域調和要件ですが議案書記載のとおりです。また、地域の方から意見があった問題点①土砂の流失、飛散対策として農地周辺を枕木2段で囲いました。②農業用施設部材の飛散対策として、施設外壁を補修する。これは、5月8日に補修が行われていました。今後問題があつたら対応するという誓約書もいただいて来ております。以上の事から、取得しても問題ない、これからも地域の調和が損なわれる問題はございません。なお、地区担当の推進委員からも聞き取り調査にて「意見なし」との回答をいただいております。よって、許可相当と判断しました。

議 長 続いて、番号2番からから5番について担当委員挙手願います。  
12番廣瀬恵美子委員お願いします。

12番 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、報告申し上げます。

はじめに、2番案件について報告をいたします。申請人、申請地等については議案書に記載のとおりです。去る4月23日、地区担当推進委員とともに申請地を現地確認し、譲受人の自宅を訪問して聞き取り調査を行いました。権利の設定内容は使用貸借権の設定になります。譲受人の農業用機械の所有状況、世帯における従事者と従事状況、経営面積については議案書のとおりです。譲受人には、不耕作地がないことを現地調査及び聞き取り調査により確認しました。よって許可基準第1号、全部効率利用要件、第4号農作業常時従事要件については、要件を満たしております。次に許可基準第

2号、農地所有適格法人要件についてですが、譲受人は個人であるため、非該当です。次に、許可基準第3号信託契約の有無についてですが、議案書に記載のとおり該当ありません。次に許可基準第5号、借入地の転貸、質入れについてですが、譲受け人に転貸、質入れの事実はないため、非該当です。最後に許可基準第6号の地域調和要件ですが、議案書記載のとおりであり地域の調和が損なわれるような問題はありません。なお、地区担当の推進委員からも、現地調査にて「意見なし」との回答をいただいております。よって、許可相当であると判断いたしました。

続いて、3番案件および4番案件について報告申し上げます。申請人、申請地等については議案書に記載のとおりです。去る4月22日、地区担当推進委員とともに申請地を現地確認し、譲受人の自宅を訪問して聞き取り調査を行いました。権利の設定内容は所有権の移転（売買）になります。譲受人の農業用機械の所有状況、世帯における従事者と従事状況、経営面積については議案書のとおりです。譲受人には、不耕作地がないことを現地調査及び聞き取り調査により確認しました。よって許可基準第1号、全部効率利用要件、第4号農作業常時従事要件については、要件を満たしております。次に許可基準第2号、農地所有適格法人要件についてですが、譲受人は個人であるため、非該当です。次に、許可基準第3号信託契約の有無についてですが、議案書に記載のとおり該当ありません。次に許可基準第5号、借入地の転貸、質入れについてですが、譲受人に転貸、質入れの事実はないため、非該当です。最後に許可基準第6号の地域調和要件ですが、議案書記載のとおりであり案件3・案件4の申請地は譲受人がこれまで相対契約にて耕作していることから地域の調和が損なわれるような問題はありません。なお、地区担当の推進委員からも、現地調査にて「意見なし」との回答をいただいております。よって、許可相当であると判断いたしました。

続いて、5番案件について報告申し上げます。申請人、申請地等については議案書に記載のとおりです。去る4月22日、地区担当推進委員とともに申請地を現地確認し、譲受人の自宅を訪問して聞き取り調査を行いました。権利の設定内容は所有権の移転（贈与）になります。譲受人の農業用機械の所有状況、世帯における従事者と従事状況、経営面積については議案書のとおりです。譲受人には、不耕作地がないことを現地調査及び聞き取り調査により確認しました。よって許可基準第1号、全部効率利用要件、第4号農作業常

時従事要件については、要件を満たしております。次に許可基準第2号、農地所有適格法人要件についてですが、譲受人は個人であるため、非該当です。次に、許可基準第3号信託契約の有無についてですが、議案書に記載のとおり該当ありません。次に許可基準第5号、借入地の転貸、質入れについてですが、譲受人に転貸、質入れの事実はないため、非該当です。最後に許可基準第6号の地域調和要件ですが、議案書記載のとおりであり地域の調和が損なわれるような問題はありません。なお、地区担当の推進委員からも、現地調査にて「意見なし」との回答をいただいております。よって、許可相当であると判断いたしました。

議 長 次に、事務局より補足説明を求めます。事務局。

事務局 番号1について説明いたします。本件については令和6年9月より複数回にわたり譲受人から相談があり、その都度譲受人は農業委員会の指導に従って対応していたところであります。このたび、申請要件が整理されたため、申請に至ったものであります。それではその内容について説明いたします。まず、申請地での予定作物については蔬菜・牧草です。牧草は北側の宅地内で飼育する予定の馬の飼料を作付けするものであります。

次に、農地法第3条第2項第4号・常時従事要件では年間150日以上農作業に従事することが定められています。本件において、譲受人は南相馬市で建設業を営んでおりますが、出勤前・退勤後や休日に従事すること、申請地から車で約5分程度の距離に居住していること、妻および父母も従事することから、この要件を満たすことができるものと考えております。

次に、農地法第3条第2項第6号・地域調和要件では周辺地域との調和が求められております。申請地は譲渡人の農地管理が適切でなかったため、譲受人が代理で農地への復元作業をしていたところ、山砂の飛散・流亡、また、農業用倉庫の部材飛散が発生し、農業委員会には地元住民から意見が寄せられていました。農業委員会はそのような意見を受け、譲受人に対策を指導し、山砂の飛散・流亡対策として枕木を設置し、農業用倉庫の施設外壁を補修しているところです。なお、枕木は土地境界から農地側に下がって設置されておりますが、道路と枕木の間は流亡対策のための緩衝地として扱うこととしております。緩衝地については、適切に管理するよう譲

受人に対して指導しております。以上の譲受人の対応については、本議案の「周辺地域との関係」の項目にも追加で記載しており、周辺環境に影響が生じないよう努める旨確認しています。

しかしながら、現在も地域としては申請地の管理に不安を感じているため、定期的に現場を確認し、農業委員会がさらなる対策が必要であると判断した場合、対策を講じるよう農地法に基づいて譲受人に指導をしてまいりたいと考えております。

次に、番号2について説明いたします。本件の譲渡人と譲受人は親子関係であり、これまで譲受人が耕作していた農地に使用貸借権を設定するものとなっております。

次に、番号3・番号4について説明いたします。本申請地はこれまで譲受人が相対契約により耕作していた農地となっております。旧農地法第3条第2項第5号に規定された下限面積要件が廃止され、農地法第3条第2項の要件がすべて満たせる見込みとなつたため、今回申請に至ったものです。

次に、番号5について説明いたします。本申請地は、遠方に居住する譲渡人が相続により取得した農地であり、自身で耕作できないため、相続後から現在まで、譲受人が相対契約により耕作していた農地となっております。

議長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長 質疑なしと認めます。次に、討論に入ります。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、許可することにご異議ありませんか。

(「なし。」との声)

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については原案のとおり、可決いたします。

次に、議案第2号 農地法第2条の第1項の「農地」に該当する

か否かの判断についてを議題といたします。本件に関し、番号1番から番号28番について相馬市農業委員会会議規則第8条の規定により一括議題としたいと存じますがご異議ありませんか。

( 「なし。」との声 )

議長 ご異議が内容ですので一括議題といたします。事務局より、説明を求めます。事務局。

事務局 議案第2号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について審査いただくにあたり、非農地判断の基本的な流れについてご説明します。農地法第30条第1項に基づき、農業委員会では毎年夏頃に農地の利用状況調査を実施しております。その中で再生利用が困難な農地、いわゆるB分類として判断された農地を対象として、再度現地調査を行い、農業委員会総会にて「農地」に該当するか否かの判断について審議していただくものです。お手元に参考資料と書かれた資料をお配りしていますが、こちらは現地調査時における調査担当委員の農地・非農地の判断を参考として記載しているものです。このあとの調査担当委員からの報告と併せてご確認ください。

議長 続いて、調査担当委員より、調査の報告を願います。担当委員挙手願います。3番後藤義昭委員お願いします。

3番 議案第2号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について5月1日5番委員・6番委員・事務局と現地調査を行いましたので担当委員を代表して調査結果を報告いたします。4番を除きすべて非農地と判断しました。地目は1番から3番は原野、4番は農地、5番から19番は山林、20番は原野、21番は山林、22番から24番は原野、25番から28番は山林と判断しました。

議長 質疑ありませんか。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議長 質疑なしと認めます。次に、討論に入ります。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、委員報告のとおり番号4番を除き非農地と判断することにご異議ありませんか。

(「なし。」との声)

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第2号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について委員報告のとおり番号4番を除き非農地と判断することに決せられました。

次に、議案第3号 令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表についてを議題といたします。農業振興委員会委員長より説明願います。佐藤雄一委員長お願いします。

委員長 議案第3号につきまして説明申し上げます。去る、4月11日総会終了後に農業振興委員会を開催し、振興委員の皆さんに協議をしていただきました。協議内容等につきましてご説明いたします。

令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表については、事務局より令和6年度の活動内容・活動実績につきまして説明があり、概ね年度当初の計画に沿った活動を実施できたことから事務局案を「良」とすることに決定しました。詳細につきましては、事務局より補足説明お願いいたします。

議長 続いて、事務局より補足説明を求めます。事務局。

事務局 令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、説明します。

I, 農業委員会の状況につきましては、令和6年4月1日時点の体制、農地面積を記載しています。変更はありません。

II, 最適化活動の実施状況、<1>最適化活動の成果目標（1）農地の集積について①現状及び課題、と②目標については令和6年

4月1日時点の面積等及び目標数値となっています。この度③の実績について令和6年度を記載しました。令和6年度中の委員による利用調整活動により13ヘクタール分の農地面積があり、年度末の農地面積3,260ヘクタールに対し、集積面積は1,392ヘクタール、集積率は42.7パーセント、目標に対する達成状況は90.8パーセントとなりました。農業委員会の点検結果としては「資材等の高騰や、米の市場価格が安定しない等、農業を取り巻く状況が厳しく条件の悪い農地については耕作されなくなってきた」と、まとめました。続きまして、(2)遊休農地の発生防止・解消、①現状及び課題②目標については令和6年度、当初分として資料に記載しているとおりです。③実績につきましては、(ア)緑区分の遊休農地の解消実績面積が7.4ヘクタール、達成率160.9パーセントと大きく目標を上回る成果となっています。(イ)新規発生遊休農地の解消の項目に記載のとおり前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消実績面積は3.7ヘクタールでした。④その他、農地利用状況調査の結果をお伝えしています。1号遊休農地の面積は合計65.3ヘクタールで、そのうち緑区分の遊休農地の面積47.6ヘクタール、黄区分の遊休農地の面積が17.7ヘクタールとなっています。農業委員会の点検結果としては「遊休農地解消に向けた活動(農地パトロールや所有者への指導)を実施し、解消目標を達成したものの、新たに遊休農地が発生し、昨年よりも遊休農地の面積が増加した。」と、まとめました。(3)新規参入の促進①現状及び課題②目標については、年度当初の数値として資料記載のとおりです。③実績については、新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表した農地の面積が4.5ヘクタールで、目標に対する達成状況は28.3パーセントと、なっています。新規参入者の参入状況としては、1経営体、取得農地面積は0.3ヘクタールでした。農業委員会の点検結果は農地利用状況調査実施後の農地利用意向調査により、貸付意向があった3.0ヘクタールについて、農地中間管理機構へ依頼を行った。また、貸付意向のあった1.5ヘクタールについて、相馬市農地バンクとしてホームページに公開した。新規参入者に対し0.3ヘクタールの利用調整を行いました。

続きまして<2>最適化活動の活動目標(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標(2)活動強化月間の設定①目標については令和6年度当初のもので資料に記載のとおりです。②の実績として

は活動内容として計4回、令和6年度8月に実施した遊休農地の解消としての利用状況調査の実施、遊休農地にひまわり播種を実施・令和6年10月に実施した農業委員会だよりへの掲載による、新規参入促進PR・令和6年12月に実施した農地の集積・集約実施した耕作の意向確認や利用調整活動・令和7年1月新規参入の促進業委員会だよりへの掲載による、新規参入促進PRを行っています。

(3) 新規参入相談会への参加について①目標は年度当初のものであって資料に記載のとおりです。②実績は新規参入相談会への参加回数は2回、開催実績は令和6年11月福島県いわき市で開催された、ふくしま農業人フェアへ、市のほか、事務局及び小島委員で参加いたしました。また、同年12月に開催された新・農業人フェアにおいても、事務局と門馬推進委員で参加いたしました。これらの相談会においては、ブースを訪れた方々に相談対応や情報収集を行うとともに新規就農に対する、相馬市の農業についてPRするなどの活動を行っています。これらの実績を踏まえまして目標の達成状況の評語においては「目標に対して期待を上回る結果が得られた」と、まとめました。また、続いて記載のとおり推進委員等の点検・評価結果におきましては、前日の実績と各委員の活動日数をもとに目標を超えて9日以上活動された3名について目標に対し期待を上回る結果が得られた、としておりまして目標である8日以上活動された17名目標に対して期待どおりの結果が得られた、としさらに7回以下となった13名は目標に対して期待を(やや)下回る結果となったしております。なお、本評価にしましては令和6年度中に退任された8名においても記載する必要がありましたので、この項目では33名となっています。これまでの項目とは異なっています。

Ⅲ、事務の実施状況<1>総会、部会の開催実績につきましては、毎月1回総会を開催しています。振興委員会は年5回、推進委員会は年1回、全体協議会は年1回それぞれ開催しています。<2>農地法第3条に基づく許可事務につきましては39件<3>農地転用に関する事務につきましては49件それぞれ許可しています。<4>違反転用への対応につきましては違反転用面積は12件0.4ヘクタールありました。違反転用解消のために実施した活動内容は反転用者に対し、追認許可申請を行うように指導を実施しました。

議長

質疑ありませんか。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議長 質疑なしと認めます。次に、討論に入ります。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

( 「異議なし。」との声 )

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第3号 令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、原案のとおり決定することに決せられました。

以上で、提出された議案すべて終了といたします。本日、決定したことの取扱いについては議長に一任願いたいと存じますがご異議ありませんか。

( 「異議なし。」との声 )

議長 ご異議なしと認めます。

以上をもちまして、第11回相馬市農業委員会総会を閉会といたします。

相馬市農業委員会会議規則第18条第1項及び第2項の規定により署名する。

相馬市農業委員会 会長 前川正人

議事録署名委員 8番 小田原正一

議事録署名委員 9番 灌澤正一